

第 3 4 回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 3 番, 4 番)

開催期日 令和 8 年 4 月 2 4 日

第34回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和8年4月24日（金） 午後6時00分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 鳥 村 正 行

書 記

栗山町農業委員会事務局 清 藤 大 亮

本日の出席委員

1 番 鈴 木 正 志	10 番 長 尾 卓 也
2 番 田 村 俊 彦	11 番 川 崎 浩 彦
3 番 田 村 賢 治	
4 番 西 川 満	13 番 寺 雅 彦
5 番 桂 一 照	14 番 吉 田 義 弘
6 番 柴 田 貴 浩	15 番 吉 尾 由美子
7 番 土 門 雅 一	16 番 大 櫛 和 矢
8 番 松 田 とも子	17 番 塚 本 政 紀
9 番 中 島 武 博	18 番 鳥 村 正 行

本日の欠席委員

本日の参与員

栗山町農業委員会	事 務 局 長 藤 澤 祐 之
〃	事 務 局 主 査 清 藤 大 亮
〃	事 務 局 員 山 下 倖 生
〃	事 務 局 員 成 田 卓 朗

本日の議事日程

日程	議案番号	件 名
1		会議録署名委員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 57 号	農地のあっせん成立について
5	報告第 58 号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
6	議案第 167 号	地域計画における目標地図の素案の提出について
7	議案第 168 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
8	議案第 169 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
9	議案第 170 号	土地の現況証明願いについて
10	議案第 171 号	農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について
11	議案第 172 号	農地のあっせんについて
12	議案第 173 号	令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）
13		農業団体等報告事項

（局長）

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第 34 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日出席委員 17 名、全員出席でございます。栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

（会長）

農作業が始まりお忙しい日々を過ごしている事と思います。令和 8 年度最初の総会という事ですが慎重審議をお願い致します。それでは早速、総会を進めていきたいと思います。

（議長）

日程 1 会議録署名委員についてですが、3 番田村賢治委員、4 番西川委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。（ハイの声）

ハイという声がありましたので、本日 1 日といたします。

日程 3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。3月27日、栗山町農民協議会第64回定期総会が開催され、鳥村会長が出席しております。4月6日、空知農業委員会連合会役員会・通常総会が深川市にて開催され、鳥村会長が出席しております。16日、栗山町農業再生協議会が開催され、鳥村会長が出席しております。17日、現地調査を田村賢治委員、長尾委員、松田委員で実施しております。20日、栗山町米麦改良協会定期総会が開催され、鳥村会長が出席しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程 4 報告第57号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第57号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は14件でございます。

番号1 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇70番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇50番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、成立年月日は令和8年3月31日でございます。対象農地につきましては、〇〇341番地 地目については公簿現況ともに田、面積21,774㎡の1筆でございます。売買価格につきましては、10aあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、土門委員、鈴木委員でございます。

番号2 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇288番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇287番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和8年4月3日でございます。対象農地につきましては、〇〇288番地1 地目については公簿現況ともに田、面積15,259㎡外24筆。内訳につきましては、田が15筆81,440㎡、畑が6筆9,841㎡、雑種地が4筆3,521㎡、25筆合計94,802㎡となっております。売買価格につきましては、10aあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、大櫛委員、長尾委員でございます。

番号3 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇306番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇834番地1 〇〇〇〇、成立年月日は令和8年4月6日でございます。対象農地につきましては、〇〇1558番地 地目については公簿現況ともに田、面積6,304㎡の1筆でございます。売買価格につきましては、10aあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、西川委員、塚本委員でございます。

番号 4 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇834 番地 1 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇306 番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、成立年月日は令和 8 年 4 月 6 日でございます。対象農地につきましては、〇〇341 番地 地目については公簿現況ともに田、面積 14,120 m²の 1 筆でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、西川委員、塚本委員でございます。

番号 5 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇511 番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇506 番地 5 〇〇〇〇、成立年月日は令和 8 年 4 月 6 日でございます。対象農地につきましては、〇508 番地 1 地目については公簿現況ともに田、面積 7,771 m²外 32 筆。内訳につきましては、田が 26 筆 53,323 m²、雑種地が 7 筆 1,995 m²、33 筆合計 58,318 m²となっております。売買価格につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、塚本委員、鳥村委員でございます。

番号 6 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇730 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇624 番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和 8 年 4 月 6 日でございます。対象農地につきましては、〇〇238 番地 1 地目については公簿現況ともに畑、面積 612 m²外 1 筆。2 筆とも畑でございまして、合計 704 m²となっております。売買価格につきましては、10a あたり 畑〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、塚本委員、柴田委員でございます。

番号 7 申出者住所・氏名 栗山町〇〇25 番地 15 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇824 番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和 8 年 4 月 6 日でございます。対象農地につきましては、〇〇109 番地 16 地目については公簿が畑、現況が田、面積 261 m²外 12 筆。内訳につきましては、田 12 筆 41,253 m²、雑種地 1 筆 37 m²、13 筆合計 41,290 m²となっております。売買価格につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、塚本委員、寺委員でございます。

番号 8 申出者住所・氏名 栗山町〇〇72 番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇478 番地 32 〇〇〇〇、成立年月日は令和 8 年 4 月 7 日でございます。対象農地につきましては、〇〇511 番地 1 地目については公簿現況ともに畑、面積 3,928 m²外 1 筆。2 筆とも畑でございまして合計面積が 15,811 m²となっております。売買価格につきましては、10a あたり 畑〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、柴田委員、吉田委員でございます。

番号 9 申出者住所・氏名 〇〇県〇〇市〇〇11 番地 10 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇438 番地 1 〇〇〇〇、成立年月日は令和 8 年 4 月 8 日でございます。対象農地につきましては、〇〇442 番地 2 地目については公簿現況ともに畑、面積 649 m²外 3 筆。全筆畑でございまして合計面積が 19,413 m²となっております。売買価格につきましては、10a あたり 畑〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、西川委員、柴田委員でございます。

番号 10 申出者住所・氏名 ○○市○○198 番地 1 株式会社○○○○ 代表取締役○○○○、相手方住所・氏名 栗山町字○○54 番地 5 ○○○○、成立年月日は令和 8 年 4 月 9 日でございます。対象農地につきましては、○○1006 番地 地目については公簿現況ともに田、面積 20,145 m²の 1 筆でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田○○○○○○円、面積を乗じまして 対価 ○○○○○円となっております。あっせん委員は、長尾委員、大櫛委員でございます。

番号 11 申出者住所・氏名 栗山町字○○150 番地 44 ○○○○、相手方住所・氏名 栗山町字○○160 番地 9 ○○○○、成立年月日は令和 8 年 4 月 9 日でございます。対象農地につきましては、○○145 番地 1 地目については公簿が畑、現況が田、面積 5,053 m²外 6 筆。全筆田でございまして合計面積が 34,849 m²となっております。売買価格につきましては、10a あたり 田○○○○○○円、面積を乗じまして 対価 ○○○○○円となっております。あっせん委員は、長尾委員、大櫛委員でございます。

番号 12 申出者住所・氏名 栗山町字○○422 番地 1 ○○○○、相手方住所・氏名 栗山町字○○500 番地 有限会社○○○○ 代表取締役○○○○、成立年月日は令和 8 年 4 月 9 日でございます。対象農地につきましては、○○585 番地 1 地目については公簿現況ともに田、面積 4,352 m²の 1 筆でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田○○○○○○円、面積を乗じまして 対価 ○○○○○円となっております。あっせん委員は、長尾委員、大櫛委員でございます。

番号 13 申出者住所・氏名 栗山町字○○118 番地 4 ○○○○、相手方住所・氏名 栗山町字○○18 番地 ○○○○、成立年月日は令和 8 年 4 月 9 日でございます。対象農地につきましては、○○118 番地 1 地目については公簿現況ともに畑、面積 3,577 m²外 4 筆。内訳につきましては、田が 2 筆 2,813 m²、畑が 2 筆 15,892 m²、雑種地 1 筆 194 m²、5 筆合計 18,899 m²となっております。売買価格につきましては、10a あたり 田○○○○○○円、畑○○○○○○円、雑種地○○○○○○円、面積を乗じまして 対価 ○○○○○円となっております。あっせん委員は、川崎委員、長尾委員でございます。

番号 14 申出者住所・氏名 ○○市○○区○○12 番 1 号 ○○○○、相手方住所・氏名 栗山町字○○673 番地 ○○○○、成立年月日は令和 8 年 4 月 10 日でございます。対象農地につきましては、○○12 番地 1 地目については公簿現況ともに田、面積 6,518 m²外 22 筆。全筆田でございまして合計面積が 61,565.07 m²となっております。売買価格につきましては、10a あたり 田○○○○○○円、面積を乗じまして 対価 ○○○○○円となっております。あっせん委員は、塚本委員、柴田委員でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。(質疑なしの声)

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 5 報告第 58 号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第 58 号 農地の使用貸借契約の解約の通知について 下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は、2 件でございます。

番号 1 所在 ○○35 番地 1 地目につきましては公簿が畑、現況が田、面積 30,862 m²外 6 筆。内訳につきましては、田 6 筆 61,807 m²、畑 1 筆 670 m²、7 筆合計 62,477 m²となっております。利用状況については水田及び普通畑、契約内容 使用貸借、契約年月日 令和 3 年 3 月 30 日、契約期間 令和 3 年 3 月 30 日から令和 13 年 3 月 30 日、解約通知日は令和 8 年 4 月 15 日でございます。賃貸人 栗山町字 ○○35 番地 5 ○○○○、賃借人 栗山町字 ○○35 番地 5 ○○○○となっております。

番号 2 所在 ○○24 番地 8 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積 66,037 m²の 1 筆でございます。利用状況については普通畑、契約内容 使用貸借、契約年月日 令和 5 年 2 月 28 日、契約期間 令和 5 年 2 月 28 日から令和 15 年 2 月 28 日、解約通知日は令和 8 年 4 月 15 日でございます。賃貸人 栗山町○○164 番地 ○○○○、賃借人 栗山町字 ○○24 番地 ○○○○となっております。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 6 議案第 167 号「地域計画における目標地図の素案の提出について」事務局の説明をお願いします。

議案第 167 号 地域計画における目標地図の素案の提出について、地域計画における目標地図について、別紙のとおり町へ提出するため意見を諮う。

(議長)

はい。只今、事務局より、説明がありましたが、何か質問等ございませんか。
なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)
それでは、採決に移ります。

議案第 167 号「地域計画における目標地図の素案の提出について」原案に賛成の方の挙手を求めます。
—全員挙手— よって議案第 166 号は原案通り決定といたします。

日程 7 議案第 168 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 168 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転及び
による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は、使用貸借 2 件でございます。

番号 1 所在 ○○64 番地 2 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積 248 m²外 4 筆。内訳につ
きましては、田が 2 筆 35,197 m²、畑が 3 筆 588.46 m²、5 筆合計面積が 35,785.46 m²となっております。
貸主につきましては、栗山町字○○376 番地 ○○○○、摘要といたしまして農業後継者である借主へ
経営移譲をしたく許可申請に至る。借主につきましては、栗山町字○○378 番地 ○○○○、摘要とい
たしまして、経営移譲を受けるべく許可申請に至る。となっております。

番号 2 所在 ○○109 番地 1 地目につきましては公簿現況ともに田、面積 8,805 m²外 48 筆。内訳
につきましては、田が 46 筆 243,982.91 m²、畑が 3 筆 5,358 m²、49 筆合計面積が 249,340.91 m²となっ
ております。貸主につきましては、栗山町字○○139 番地 1 ○○○○、摘要といたしまして農業後継
者である借主へ経営移譲をしたく許可申請に至る。借主につきましては、栗山町字○○139 番地 1 ○
○○○、摘要といたしまして、経営移譲を受けるべく許可申請に至る。となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告
をお願いします。

(10 番 長尾)

番号 1 につきまして、貸主の○○○○さんから借主の○○○○さんへ経営移譲するものとなっている
ことから問題ないと思います。

(6 番 柴田)

番号 2 につきまして、貸主の○○○○さんから借主の○○○○さんへ経営移譲するものとなっている
ことから問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりましたので審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 168 号については全て原案どおり決定といたします。

日程 7 議案第 169 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 169 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は 2 件でございます。

番号 1 所在 ○○106 番地 23 地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積 72 m²の 1 筆。賃貸人 栗山町字○○160 番地 9 ○○○○、賃借人 栗山町字○○160 番地 9 ○○○○、転用目的につきましては、農家用住宅建設となっております。

番号 2 所在 ○○1 番地 98 地目につきましては、公簿がため池、現況が田、面積 173.82 m²外 1 筆。2 筆とも田でございまして、合計 826.74 m²となっております。賃貸人 栗山町字○○1 番地 20 ○○○○、賃借人 栗山町字○○1 番地 20 ○○○○株式会社 代表取締役○○○○、転用目的につきましては、農業用倉庫建設となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(8 番 松田)

令和 8 年 3 月 27 日 第 33 回農業委員会総会後に提出のあった農地法第 5 条の転用申請に基づき、令和 8 年 4 月 17 日に、田村賢治委員、土門委員、藤澤事務局長、清藤主査、山下主事、同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。番号 1 につきまして、申請地は、栗山町役場継立出張所の南約 6.9km に位置する農用地区域内農地であり、この度、申請者より農家用住宅建築に係る転用の許可申請があったものであります。また、番号 2 につきまして、申請地は、栗山町役場の東約 4.7km に位置する農用地区域内農地であり、この度、申請者より農業用倉庫等建築に係る転用の許可申請があったものであります。番号 1 と番号 2 につきまして、周囲に影響を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。また、現況証明願いにつきまして、申請どおりの現況であることを、同日、現地調査を行い、確認してきております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。只今、事務局、及び現地調査班長より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 168 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 168 号は原案どおり決定といたします。

日程 8 議案第 170 号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 170 号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は、1 件でございます。

番号 1 所在 ○○1169 番地 公簿地目 畑、現況地目 農地外、面積 1,603 m²の 1 筆でございます。
利用状況 雑種地、所有者及び願出人氏名 栗山町字○○590 番地 ○○○○、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明があり、現地調査班長より報告を受けておりますが、何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)
それでは、採決に移ります。

それでは議案第 162 号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 170 号については原案どおり決定といたします。

日程 9 議案第 171 号「農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 171 号 農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める内容を公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて意見を諮う。今月は賃貸借 14 件、所有権移転 32 件、使用貸借 2 件の計 48 件でございます。

整理番号 8 所 1-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字○○786 番地 株式会社○○○○ 代表取締役○○○○、所有権を移転する者 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、申出年月日は令和 8 年 4 月 3 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 ○○784 番地 1 現況地目 田、面積 24,868 m²外 2 筆。内訳につきましては、田 2 筆 51,601 m²、雑種地 1 筆 1,102 m²、3 筆合計 52,703 m²でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり 田○○○ ○○○円、雑種地○○○○○○円。それぞれ面積を乗じまして、合計○○○○○○円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、対価の支払い期限につきましては、令和 8 年 12 月 14 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は牧草・アスパラで、構成員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 8 所 2-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇258 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 4 月 3 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇310 番地 4 現況地目 畑、面積 922 m²外 3 筆。内訳につきましては、田 1 筆 3,236 m²、畑 3 筆 14,005 m²、4 筆合計 17,241 m²となっております。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、対価の支払い期限につきましては、令和 8 年 12 月 14 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は牧草で、構成員は男 1 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 8 所 3-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇803 番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 4 月 11 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇341 番地 現況地目 田、面積 23,059 m²外 2 筆。全筆田でございまして合計面積が 64,539 m²となっております。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、対価の支払い期限につきましては、令和 9 年 1 月 11 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男 3 人、女 4 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 8 所 4-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇255 番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 4 月 11 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇225 番地 1 現況地目 田、面積 3,035 m²外 3 筆。全筆田でございまして合計面積が 43,137 m²となっております。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、対価の支払い期限につきましては、令和 9 年 2 月 12 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、世帯員は男 2 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 8 所 5-1 及び 5-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇50 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇70 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 3 月 31 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇341 番地 現況地目が田、面積 21,774 m²の 1 筆。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり、田〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 8 年 12 月 4 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男 1 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 8 所 6-1 及び 6-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇287 番地 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇288 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 4 月 3 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇288 番地 1 現況地目が田、面積 15,259 m²外 24 筆。内訳につきましては、田が 15 筆 81,440 m²、畑が 6 筆 9,841 m²、雑種地が 4 筆 3,521 m²、25 筆合計 94,802 m²となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 8 年 12 月 4 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦・メロンで、世帯員は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 8 所 7-1 及び 7-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇834 番地 1 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇306 番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 4 月 6 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇1558 番地 現況地目が田、面積 6,304 m²の 1 筆。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり、田〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 8 年 12 月 4 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男 1 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考え

えます。

整理番号 8 所 8-1 及び 8-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇306 番地 株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇834 番地 1 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 4 月 6 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇1513 番地 現況地目が田、面積 14,120 m²の 1 筆。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり、田〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 8 年 12 月 4 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 8 所 9-1 及び 9-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇506 番地 5 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇511 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 4 月 3 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇508 番地 1 現況地目が田、面積 7,771 m²外 32 筆。内訳につきましては、田が 26 筆 53,323 m²、雑種地が 7 筆 1,995 m²、33 筆合計 58,318 m²となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 8 年 12 月 4 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、世帯員は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 8 所 10-1 及び 10-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇624 番地 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇730 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 4 月 6 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇238 番地 1 現況地目が畑、面積 612 m²外 1 筆。2 筆とも畑でございまして合計面積 704 m²となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的が普通畑として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり、畑〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 8 年 12 月 4 日とな

っております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・種子馬鈴薯で、構成員は男3人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号8所11-1及び11-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇824番地 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町〇〇25番地15 〇〇〇〇、申出年月日は令和8年4月6日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇109番地16 地目については現況が田、面積261㎡外12筆。内訳につきましては、田12筆41,253㎡、雑種地1筆37㎡、13筆合計41,290㎡となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10aあたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和8年12月4日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・大豆で、世帯員は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号8所12-1及び12-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇478番地32 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町〇〇72番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和8年4月7日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇511番地1 地目については現況が畑、面積3,928㎡外1筆。2筆とも畑でございまして合計15,811㎡となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的が普通畑として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10aあたり、畑〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和8年12月4日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・大豆・種子馬鈴薯で、世帯員は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号8所13-1及び13-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇438番地1 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇県〇〇市〇〇11番地10 〇〇〇〇、申出年月日は令和8年4月8日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇442番地2 地目については現況が畑、面積649㎡外3筆。全筆畑でございまして合計19,413㎡となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的が普通畑として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10aあたり、畑〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円ござい

ます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 8 年 12 月 4 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 8 所 14-1 及び 14-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇54 番地 5 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇198 番地 1 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 4 月 6 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇1006 番地 地目については現況が田、面積 20,145 m²の 1 筆。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり、田〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 8 年 12 月 4 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男 4 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 8 所 15-1 及び 15-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇160 番地 9 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇150 番地 44 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 4 月 8 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇145 番地 1 地目については現況が田、面積 5,053 m²外 6 筆。全筆田でございまして合計面積が 34,849 m²となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり、田〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 8 年 12 月 4 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男 3 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 8 所 16-1 及び 16-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇500 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇422 番地 1 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 4 月 8 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇585 番地 1 地目については現況が田、面積 4,352 m²の 1 筆。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり、

田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 8 年 12 月 4 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 8 所 17-1 及び 17-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇18 番地 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇118 番地 4 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 4 月 8 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇118 番地 1 地目については現況が畑、面積 3,577 m²外 4 筆。内訳につきましては、田が 2 筆 2,813 m²、畑が 2 筆 15,892 m²、雑種地 1 筆 194 m²、5 筆合計 18,899 m² となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 8 年 12 月 4 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・種子馬鈴薯で、世帯員は男 3 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 8 所 18-1 及び 18-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇673 番地 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇12 番 1 号 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 4 月 8 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇12 番地 1 地目については現況が田、面積 6,518 m²外 22 筆。全筆田でございまして合計面積が 61,565.07 m² となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 8 年 12 月 4 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・種子馬鈴薯で、世帯員は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 8 賃 19-1 及び 19-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇50 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇70 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 3 月 31 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇342 番地 現況地目 田、面積 5,941

㎡外 2 筆。3 筆とも田でございまして合計 17,099 ㎡となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 5 月 20 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 4 年 6 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男 1 人、女 2 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 8 賃 20-1 及び 20-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇287 番地 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇288 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 4 月 3 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇341 番地 1 現況地目 田、面積 34,770 ㎡外 6 筆。内訳につきましては、田 6 筆 45,702 ㎡、畑 1 筆 2,522 ㎡、7 筆合計 48,224 ㎡となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 5 月 20 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 6 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦・メロンで、世帯員は男 2 人、女 2 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 8 賃 21-1 及び 21-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇286 番地 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇288 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 4 月 3 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇339 番地 1 現況地目 畑、面積 1,740 ㎡外 3 筆。全筆畑でございまして合計 43,583 ㎡となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 5 月 20 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 1 年 6 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦・大豆・種子馬鈴薯で、世帯員は男 1 人、女 1 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 8 賃 22-1 及び 22-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇188 番地 3 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇3 番地 23 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 4 月 8 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇187 番地 1A 現況地目 田、面積 1,785 ㎡外 13 筆。内訳につきましては、田 11 筆 48,892 ㎡、畑 3 筆 1,902 ㎡、14 筆合計 50,794 ㎡となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 5 月 20 日から令和 10 年 11 月 30 日までの 2 年 6 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況に

つきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、世帯員は男1人、女3人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号8使23-1及び23-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇77番地 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇72番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和8年4月14日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇50番地2 現況地目 田、面積27,563㎡外4筆。内訳につきましては、田3筆30,438㎡、畑2筆1,640㎡、5筆合計32,078㎡となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が使用貸借 契約期間 令和8年5月20日から令和8年7月31日までの2か月となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦で、世帯員は男2人、女2人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号8賃24-1及び24-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇18番地6 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇35番地5 〇〇〇〇、申出年月日は令和8年4月15日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇35番地1 現況地目 田、面積30,862㎡外5筆。全筆田でございまして合計63,583㎡となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和8年5月20日から令和8年11月30日までの6か月となっております。借賃につきましては10aあたり、田〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻で、世帯員は男2人、女1人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号8賃25-1及び25-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇29番地362 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇164番地17 〇〇〇〇、申出年月日は令和8年4月15日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇24番地8 現況地目 畑、面積66,037㎡の1筆。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和8年5月20日から令和10年11月30日までの2年6か月となっております。借賃につきましては10aあたり、畑〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦・種子馬鈴薯・南瓜で、世帯員は男3人、女2人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号8賃26-1及び26-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇139番地1 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設

定する者 栗山町字〇〇143 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 4 月 15 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇144 番地 現況地目 田、面積 12,613 m²外 3 筆。全筆畑でございまして合計 34,385 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 5 月 20 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 4 年 6 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・にんにくで、世帯員は男 5 人、女 2 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

(議 長)

はい。只今事務局より賃貸借 14 件、所有権移転 32 件、使用貸借 2 件、計 48 件の説明がありましたので、審議したいと思います。

それでは、整理番号 8 所 1-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 8 所 1-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 所 1-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 所 2-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 8 所 2-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 所 2-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 所 3-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 8 所 3-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 所 3-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 所 4-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 8 所 4-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 所 4-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 所 5-1 及び 5-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 5-1 及び 5-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5-1 及び 5-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 所 6-1 及び 6-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 8 所 6-1 及び 6-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 所 6-1 及び 6-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 所 7-1 及び 7-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 8 所 7-1 及び 7-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 所 7-1 及び 7-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 所 8-1 及び 8-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 8 所 8-1 及び 8-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 所 8-1 及び 8-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 所 9-1 及び 9-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 8 所 9-1 及び 9-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 所 9-1 及び 9-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 所 9-1 及び 9-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 8 所 9-1 及び 9-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 所 9-1 及び 9-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 所 9-1 及び 9-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 8 所 9-1 及び 9-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 所 9-1 及び 9-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 所 9-1 及び 9-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 8 所 9-1 及び 9-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 所 9-1 及び 9-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 所 10-1 及び 10-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 8 所 10-1 及び 10-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 所 10-1 及び 10-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 所 11-1 及び 11-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 8 所 11-1 及び 11-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 所 11-1 及び 11-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 所 12-1 及び 12-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 8 所 12-1 及び 12-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 所 12-1 及び 12-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 所 13-1 及び 13-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 8 所 13-1 及び 13-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 所 13-1 及び 13-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 所 14-1 及び 14-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 8 所 14-1 及び 14-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 所 14-1 及び 14-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 所 15-1 及び 15-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 8 所 15-1 及び 15-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 所 15-1 及び 15-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 所 16-1 及び 16-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 8 所 16-1 及び 16-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 所 16-1 及び 16-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 所 17-1 及び 17-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 8 所 17-1 及び 17-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 所 17-1 及び 17-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 所 18-1 及び 18-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 8 所 18-1 及び 18-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 所 18-1 及び 18-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 賃 19-1 及び 19-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 8 賃 19-1 及び 19-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 賃 19-1 及び 19-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 賃 20-1 及び 20-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 8 賃 20-1 及び 20-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 賃 20-1 及び 20-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 賃 21-1 及び 21-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 8 賃 21-1 及び 21-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 賃 21-1 及び 21-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 賃 22-1 及び 22-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 8 賃 22-1 及び 22-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 賃 22-1 及び 22-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 使 23-1 及び 23-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 8 使 23-1 及び 23-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 使 23-1 及び 23-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 賃 24-1 及び 24-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 8 賃 24-1 及び 24-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 賃 24-1 及び 24-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 賃 25-1 及び 25-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 8 賃 25-1 及び 25-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 賃 25-1 及び 25-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 8 賃 26-1 及び 26-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 8 賃 26-1 及び 26-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 8 賃 26-1 及び 26-2 は原案どおり決定いたします。

日程 10 議案第 172 号「農地のあっせんについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案 172 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。今回の申出は 1 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 栗山町〇〇16 番地 5 〇〇〇〇 申出年月日 令和 8 年 3 月 30 日 申出地所在 〇〇80 番地 3、地目につきましては、公募現況ともに田、面積 1,112 m²外 9 筆。内訳につきましては、田が 7 筆 31,813 m²、畑が 1 筆 1,732 m²、雑種地が 1 筆 798 m²、用悪水路が 1 筆 299 m²、10 筆合計で 34,642 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(3 番 田村賢治)

〇〇さんにおかれましては、相続した農地を今後耕作する予定もないことから、農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に 〇〇〇〇さん、第 2 候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村俊彦委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号 1 について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 1 はあっせんを可といたしますので、田村賢治委員、田村俊彦委員よろしくをお願いします。

日程 11 議案第 173 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」事務局の説明をお願いします。

（事務局）

議案第 173 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」 ご説明申し上げます。

本件につきまして、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定により、農業委員会は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされており、最適化活動の透明性を確保するため、実施状況について公表することとされています。本議案は、令和 7 年度の当初目標にたいして、最適化活動についての状況について確認するものとなります。以降、抜粋してご説明させていただきます。

農業委員会の体制につきましては、こちら令和 7 年度当初の数値ですので省略させていただきます。次のページをお開きください。

農地の集積につきまして、現状農地面積が 5,830 ヘクタール、集積率は 92.78%となっております。こちらも前回の総会時に令和 8 年度的目標案をご提示させていただいた際と同様、前年度の集積面積などが確定前ですので、6 月の公表までに数値を確定し、別途修正させていただく予定でございます。遊休農地の解消につきまして、現状では遊休農地の面積は無しとなっております。

新規参入の部分については省略をさせて頂き、次のページをお開きください。2 の（2）最適化活動の活動強化月間につきまして、目標どおり実施できております。（3）の新規参入相談会につきましては、目標 5 回に対し、令和 7 年度は 4 回の参加となり、理由といたしましては、予定しておりました秋の札幌での新規就農フェアが、大阪での新農業人フェアと重なったためとなっております。次のページをお開きください。

Ⅲの事務の実施状況につきましては、お目通しの程よろしく願いいたします。以上です。

（議長）

はい。事務局からの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。（ハイの声）

それでは、採決に移ります。

議案第 173 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 173 号については原案通り決定とします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は 5 月 28 日木曜日 午後 6 時 00 分から、現地調査につきましては 5 月 19 日火曜日 午前 9 時 30 分から 第 2 班 鈴木委員、柴田委員、寺委員をお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(主査)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。(午後 7 時 30 分 終了)